

令和7年第3回定例記者会見 要旨

日時：2025年8月28日（木） 午後2時～

場所：神栖市役所本庁舎3階 301会議室

■主な議案の説明（総務部長）

○議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第1号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであり、荒沼俊明委員の任期が令和7年12月12日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有する同氏を引き続き、固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

○議案第2号

神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号につきましては、「神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてであり、国が進めている基幹業務システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能によって行われる事務及び情報連携が市の独自利用にあたることから、個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があるため所要の改正を行うものであります。

○議案第3号

神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第3号につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、国の基準に基づき既存の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの

でございます。

○諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであり、根本理加子委員の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い同氏を引き続き人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

■補正予算の説明（企画部長）

補正予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせまして2,085万7千円を増額し、補正後の額を524億3,444万4千円とするものでございます。

一般会計の補正額は1,735万4千円の増額となっております。

○部活動の地域展開にともなう実証事業

この事業は、中学校部活動の安定した地域クラブの運営を進めつつ、地域や環境条件に左右されないスポーツ体験機会の確保及び指導の質の平準化を図るため、スポーツ庁から茨城県が受託した「令和7年度地域クラブ活動への移行に向けた実証事業」を、当市が再受託し実施するものです。

事業内容としまして、種目別指導映像コンテンツの企画・制作を実施するもので、クラブ指導者の負担減と、安定したクラブの運営を目的としたものです。映像コンテンツの種目につきましては、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、剣道、柔道の6種目を予定しております。

これに伴い、県からの歳入額は当初予算に計上しておりました550万円から、1,000万円増の1,550万円となります。

なお、当初予算の550万円は「県補助金」で計上しておりましたが、実証事業は県から市への業務委託ですので「補助金」から「委託金」へ科目を変更いたします。

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

認知症高齢者グループホーム等における、耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強・改修並びに、利用者等の安全性確保等の観点から、老朽化に伴う

大規模な修繕等を実施する事業を対象に交付するものです。補助率は10分の10で、1施設あたり773万円が上限となります。

今年度は「グループホームはさき寿長生の家」が実施いたします、地震等による倒壊防止のための浴室の改修・外壁の補修に対し交付いたします。

○観光振興事業

キリンビール株式会社が行う寄附活動の一環で、各自治体における花火大会等の風物詩の保全・継承に関わる取り組みを支援する活動といたしまして、当市を含む公募により選ばれた全国95自治体に、キリンビール「晴れ風」の販売本数等に応じて寄附が行われます。なお、寄附金額は100万円を見込んでおります。

この寄附金を活用し神栖花火大会の運営を支援するとともに、キリンビール株式会社や神栖花火大会実行委員会と連携しまして、花火大会に係る観光PRを実施してまいります。

○介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計補正予算につきまして、補正額は135万3千円です。内容は、国が進める標準化に伴う介護保険事務処理システム経費について、補正をするものです。財源としましては繰入金を充てるものです。

後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、補正額は215万円です。内容は、職員の定期人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するもので、財源としましては、繰入金を充てるものです。

■令和6年度決算の概要の説明（企画部長）

続きまして「令和6年度決算概要」についてご説明申し上げます。

○会計別の決算総括

一般会計は、歳入決算額492億4,500万円、歳出決算額465億7,200万円、歳入歳出差引額は26億7,300万円となりました。

特別会計につきましては、3つの会計を合わせて歳入決算額168億1,800万円、歳出決算額163億5,200万円、歳入歳出差引額は4億6,600万円となりました。

一般会計と特別会計の合計では、歳入決算額660億6,300万円、歳出決算額629億2,400万円、歳入歳出差引額は31億3,900万円となりました。

続きまして水道事業会計です。収入決算額37億2,000万円、支出決算額44億4,600万円となりました。

続きまして下水道事業会計です。収入決算額37億800万円、支出決算額39億1,700万円となりました。

水道、下水道、両会計ともに収入額より支出額が上回っておりますが、内部で留保している資金で賄っております。

○一般会計の歳入の内訳

決算額は492億4,600万円となりました。

市税が約216億円と、全体の約44パーセントを占めております。増減の主な内容については、繰越金が前年度比約11億9,300万円の減となったものの、地方特例交付金が約4億4,000万円の増、寄附金が約2億8,600万円の増、繰入金が8億9,300万円の増となり、歳入全体では前年度比で約6億8,300万円、1.4パーセントの増となりました。

○市税の状況

市民税は、国の施策による個人市民税の定額減税により減額となったほか、固定資産税が償却資産や家屋評価替えの減価により減額となるなど、市税全体で前年度比約2億100万円の減となりました。

なお、個人市民税の定額減税分につきましては、地方特例交付金により約4億円が補填されておりますので、この定額減税分を市税として計算をした場合は、市税は前年度比2.4億円の増となります。

○一般会計の目的別の歳出内訳

歳出の総額は465億7,200万円となりました。

総務費がふるさとづくり基金積立金などの増により前年度比約4億6,100万円の増、民生費が国の施策による定額減税補足給付金や保育所運営委託料などの増により約9億8,900万円の増、衛生費が鹿島地方事務組合分担金（環境事業分）などの減により約11億900万円の減となりました。

○社会保障費の推移

扶助費は、国の施策による低所得者支援及び定額減税補足給付金、住民税非課税世帯給付金の皆増のほか、障害福祉サービス費や保育士等の処遇改善による保育所運営委託料の増などにより増加となりました。

社会保障費全体では、扶助費や介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増により前年度比約 11 億 9,900 万円、8.6%の増となりました。

○将来負担額の推移

一般会計、水道事業会計、下水道事業会計の市債残高と、債務負担行為支出予定額の合計額の推移について整理したものです。

昨年度と比べますと、市営住宅建替整備事業や、息栖神社周辺整備事業等に市債を活用したことにより、一般会計における市債の発行額が増加し、前年度比約 22 億 4,100 万円の増となりました。

今後も、公共施設の改修や更新を中心とした事業の増加が見込まれますが、将来負担が急激な増加とならないよう健全財政を維持できるよう努めてまいります。

○積立基金残高の推移

令和 6 年度末の基金残高は約 61 億 7,600 万円と、前年度比約 11 億 7,300 万円の減となりました。ふるさとづくり基金への積立額などが増加しましたが、財政調整基金は保育士等の処遇改善による保育所運営委託料などへの取り崩しを行ったことにより、残高が減少しました。

○実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率は家計に例えますと、その年のローンなど借金の返済額が、1 年間の収入に対する借金返済の負担割合を示すもので、3 か年の平均値で算出されるものです。

令和 6 年度は 4.9 パーセントとなり、前年度より 0.7 ポイント上昇しました。

要因としては、令和 3 年度に借入れをした、うずも児童館建設工事、はさき生涯学習センター空調改修工事、はさきマリンプール建設工事等の元金が償還開始となり、元利償還金が増となったこと等があげられます。

なお、実質公債費比率の早期健全化基準である 25.0 パーセントは、下回っております。

将来負担比率は家計に例えますと、将来にわたって返済しなければならない借金から、返済に充てる貯金額等を差し引いた額が、1年間の収入に対してどれだけあるかを示すものでございます。

令和6年度はこの比率が45.0パーセントとなり、前年度より17.2ポイント上昇しました。要因としては、市営住宅建替整備事業や息栖神社周辺整備事業等に市債を活用したことにより、一般会計における市債の発行額が増加したこと、また下水道事業への将来見込まれる繰り出し額が増加したことのほか、これらの将来負担額に充当可能な財源として基金残高が減少したこと等があげられます。

なお、将来負担比率の早期健全化基準である、350パーセントは下回っております。

いずれの数値につきましても、早期健全化が必要な基準を下回っている状況ではございますが、将来負担比率につきましては昨年度と比べ大幅に増加しているため、財源確保とともに、既存事業の見直しと選択・集中を進め、健全財政を維持できるよう努めてまいります。

○経常収支比率

経常収支比率は95.8％となり、前年度より1.7ポイント上昇しました。要因としては、人事院勧告に基づいた給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始に伴う人件費の増、保育士等における処遇改善などのほか、社会保障制度等の給付費の増などがあげられます。

なお、震災復興特区における課税免除分は国により補填されますので、この影響を除いた経常収支比率は92.3％となります。